

取組【4】	環境・景観保全のための条例、協定、制度の策定	 連携③
観光地の資源特性 ◎：優先的に実施 ○：基本的に実施 ★：特に配慮して実施		実施主体 （特に効果が高いもの）
★街並み ★都市 ★社寺 ○自然風景 ○スキー場 ○農山村地 ★温泉		<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 観光推進組織 <input type="checkbox"/> 民間事業者
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">取組の狙い</div> <p>○国の法律及び地域ごとの条例、協定等の制度を活用することで、観光地としての環境・景観の保全、イメージの維持を図る。</p>		
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">取組推進・障害打開のポイント</div> <p>○コンセプトに合致する外観の統一</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光施設の整備・建設に対して、条例等の制度により制限と基準（施設建設の際には住民の承認を取る等）を設け、地域イメージにそぐわない施設建設を規制したり、コンセプトに基づいた外観となるよう誘導する仕組みが必要である。 <p>○環境・景観のための財源の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観整備に向けたイメージが明確になっている場合は、景観条例の活用や景観協定の締結などにより、整備のための資金を確保することにより、一定規模の景観整備を実施することができる。 ・景観整備に対する独自の基金制度を設けることで、財源を確保するとともに、地域住民の環境・景観保全に対する意識向上に繋げることも想定される。 <p>○各種法制度の適切な活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境や景観の保全において、景観法、文化財保護法といった法制度の活用は大きな効果を発揮するため、それらの内容と地域の観光資源のあり方を照らし合わせ、どの部分で活用することができるのか検討することが必要である。 ・一般的に景観というと街並みや都市のイメージが強いが、自然風景、農山村においても景観を意識することは重要である。例えば、景観条例の活用はもとより、文化財保護法における重要文化的景観保護制度を見据えた条例の制定や、自然公園法による指定（国の指定するものと都道府県が指定するものがある）の活用なども考えられる（これらの基準をクリアすることは非常に難しいが、重要なことは、そのような視点で地域の自然を再度見直すことである）。 <p style="margin-left: 20px;">※文化的景観：棚田、里山、水路等</p>		
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">期待される効果</div> <p>○条例の制定・活用、制度の創設により景観の整備を統一的にコントロールすることができる。</p> <p>○条例、制度の活用により整備に必要な資金を補うことができる。</p>		
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">連携が必要な取組</div> <p>○観光資源を体験するプログラムの発掘・実施（No.6）</p> <p>○観光資源を表現する施設の整備（No.7）</p> <p>○観光の立ち寄り、情報拠点となる施設の整備（No.9）</p>		

参考事例

○事例1 土地開発行為の適正化条例の制定（富士河口湖）

施設の建設に当たっての統一的基準を制定することで、無秩序な大規模開発や地域の景観を損なう施設建設の抑制を図っている。

※条例に基づき「富士河口湖町土地開発行為等の適正化に関する要綱」を定め、一定規模以上の建築物に対して、高さ、建築面積、建ぺい率、容積率など建物のボリュームに制限を設けるとともに、屋根の形状や外壁等の色などの点で基準を設けている。

また、町長の指定する地域においては、観光施設（いやしの里根場）内の茅葺き屋根民家群の景観や富士山の眺望を損なわないことや、道路境界や隣地境界からのセットバック、敷地の周辺の生垣、板塀の設置や擁壁への法面の設置、屋根形状、屋根や外壁の仕上げ、積極的な植栽といった点で基準を設けている。

<特徴>

- ・民間事業者の乱開発防止に役立ち、景観の維持に貢献している。
- ・条例に住民の意思を尊重するよう盛り込むことで、地域のイメージにそぐわない施設建設を抑制している。

○事例2 黒川地区街づくり協定の締結（黒川温泉）

地域が主体となって街づくり協定を締結することで、道路や街灯のハード整備も地域イメージに合った形での整備ができるようになった。

<特徴>

- ・街なみ環境整備事業を活用することで、今まで費用面の障害等で手の届かなかった道路や街頭の整備を実施している。
- ・行政主体ではなく、地域の自主的な環境整備活動が補助金を効果的なものとしている。

○事例3 環境維持基金の創設（高野山）

高野町では、H18年から「高野町環境維持基金」を創設し、地域住民からも寄付を募ることで行政だけでなく、地域住民の意志を伴った財源の確保に努めている。

<特徴>

- ・基金の活用先として、歴史的環境保全、住環境基盤整備、地域活性化、安心・安全なまちづくりの4つの事業に活用している。地域住民は自分の寄付金をどこに使ってほしいのかを指定できるようになっている。

○事例4 内子町伝統的建造物群保存地区における内子税条例の特例を定める条例の制定

内子町では保存地区にある建物部分に対して固定資産税の減免を実施している。道路に面している建物については5割、背後にある建物については2割の減免となっている。

<特徴>

- ・外観整備に対する通常の補助金だけでなく、伝建地区に居住している住民にとって継続的に負担となる固定資産税の減免を実施することで理解と協力を得ている。